

○厚生労働省告示第百八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の三十四第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六条の三十四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する金融機関を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十六条の三十四第二号の規定に基づき

厚生労働大臣が指定する金融機関

信用金庫及び全国を地区とする信用金庫連合会